介護老人保健施設サービス利用契約書及び
重要事項説明書

介護老人保健施設　南大沢ホロス由木

医療法人財団　川瀬会

介護老人保健施設入所利用契約書

（契約の目的）

第１条　介護老人保健施設南大沢ホロス由木（以下「当施設」という。）は、要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指した介護保健施設サービスを提供し、一方、利用者及び利用者の身元引受人は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本契約の目的とします。当施設の概要、サービス内容等については重要事項説明書を参照してください。

（適用期間）

第２条　本契約は、利用者が介護老人保健施設入所利用同意書を当施設に提出した日以降から効力を有します。但し、利用者の身元引受人に変更があった場合は、新たな身元引受人の同意を得ることとします。

２　前項にかかわらず、介護保険法改定に伴い重要事項説明書１．２の改定が行われた場合においては、改定内容を記載した文書で利用者及び利用者の身元引受人の同意を得るものとします。

（身元引受人）

第３条　利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

①　行為能力者（民法第 20 条第１項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）であること

②　弁済をする資力を有すること

２　身元引受人は、利用者が本契約上当施設対して負担する一切の債務を極度額２百万円の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負います。

３　身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。

①利用者が疾病等により医療機関に入院又は受診する場合、手続が円滑に進行するように協力すること。

②入所利用者が解除若しくは終了した場合の残置物の引き取り等の処置、又は利用者が死亡した場合の遺体の引取をすること。但し、遺体の引き取りについて、身元引受人と別に祭祀主宰者がいる場合、当施設は祭祀主宰者に引き取っていただくことができます。

４　身元引受人が第１項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員若しくは他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は、利用者及びその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。但し、第１項但し書の場合はこの限りではありません。

５　身元引受人の請求があったときは、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

（利用者からの解除）

第４条　利用者及び身元引受人は、当施設に対し、退所の意思表明をすることにより、本契約に基づく入所利用を解除・終了することができます。

２　現に入所療養介護サービスを利用中であっても、施設に債務不履行、不法行為の事由がある場合は、即時この契約を解除することができます。

（当施設からの解除及び入院又は入所による終了）

第５条　当施設は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本契約に基づく入所利用を解除・終了することができます。

①　利用者が要介護認定において自立又は要支援と認定された場合

②　当施設において定期的に実施される入所継続検討会議において、退所して居宅において生活ができると判断された場合

③　利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な介護保健施設サービスの提供を超えると判断された場合

④　利用者及び身元引受人が、本契約に定める利用料金を３か月分以上滞納し、その支払を督促したにも

かかわらず30日間以内に支払われない場合

⑤ 利用者が、当施設、当施設の職員又は他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合

⑥ 第3条4項の規定に基づき、当施設が新たな身元引受人を立てることを求めたにもかかわらず、新たな身元引受人を立てない場合。但し、利用者が新たな身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除く。

⑦ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合

2 利用者が病院に入院又は他の施設に入所した場合、本契約に基づく入所利用契約は終了します。

（利用料金）

第６条 利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、本契約に基づく介護保健施設サービスの対価として、重要事項説明書２の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。

2 当施設は、利用者及び身元引受人が指定する者に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月１０日以降に発行し、所定の方法により交付する。利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、当該合計額をその月の末日までに支払うものとします。なお、支払いの方法は別途話し合いの上、双方合意した方法によります。

3 当施設は、利用者又は身元引受人から、１項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者又は身元引受人の指定する者に対して、領収書を所定の方法により交付します。

4 当施設は、入所時に保証金を預かります。利用者又は身元引受人より同意を得たうえで、入所時に保証金として、１００，０００円をお預かりします。この預り金は善良な管理者のもとで管理し、期間中は利息を付しません。また万一、利用料のお支払いが滞った場合には、この保証金から充当させていただき、退所時に利用料の精算後、預り証と引き換えに残余又はその全額を返金致します。

（記録）

第７条 当施設は、利用者の介護保健施設サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後２年間は保管します。（診療録については、５年間保管します。）

2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。

3 当施設は、身元引受人が第１項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して当施設が必要と認める場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者が身元引受人に対する閲覧、謄写に反対する意思を表示した場合その他利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

4 前項は、当施設が身元引受人に対して連帯保証債務の履行を請求するため必要な場合は適用されません。

5 当施設は、利用者及び身元引受人以外の親族が第１項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、利用者の承諾がある場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

（身体の拘束等）

第８条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。ただし、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設長（医師）が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、事後速やかに身体拘束ゼロ委員会で協議し、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録することとします。

（虐待の防止）

第９条 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会を定期的に開催し従業員への定期的な研修を実施し、周知徹底を図ります。

（褥瘡対策等）

第１０条　当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定め、その発生の防止に努めます。

（秘密の保持及び個人情報の保護）

第１１条　当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者又は身元引受人若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的を別紙のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。

①　サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
②　居宅介護支援事業所（地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕）等との連携
③　利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
④　利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
⑤　生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）

２　前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

（緊急時の対応）

第１２条　当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

２　当施設は、利用者に対し、当施設における介護保健施設サービスでの対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。

３　前２項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者及び身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

（事故発生時の対応）

第１３条　サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。

２　施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。

３　前２項のほか、当施設は利用者の家族等利用者又は身元引受人等が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

（非常災害対策）

第１４条　当施設は、消防法に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づいて、防火管理者を中心に、非常災害対策を行います。

（業務継続計画の策定等）

第１５条　当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。また、業務継続計画を従業員に周知し定期的な訓練、見直しを行います。

（要望又は苦情等の申出）

第１６条　利用者及び身元引受人は、当施設の提供する介護保健施設サービスに対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができ、又は、備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

（賠償責任）

第１７条　介護保健施設サービスの提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った

場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

2　利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

（利用契約に定めのない事項）

第１８条　この契約に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

＜重要事項説明書　１　＞（施設サービス）

介護老人保健施設南大沢ホロス由木のご案内

（令和８年10月１日現在）

１．施設の概要

（１）施設の名称等

・施設名・・・・・・　南大沢ホロス由木
・開設年月日・・・・　平成６年５月１７日
・所在地・・・・・・　東京都八王子市南大沢２－２２４－５
・電話番号・・・・・　０４２－６７８－２１１１
・ファックス番号・・　０４２－６７８－２１１６
・管理者名（施設長）・・古川　千湖
・介護保険指定番号・・介護老人保健施設（１３５７０８００９６号）

（２）介護老人保健施設の目的と運営方針・

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、１日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を１日でも長く継続できるよう、短期（介護予防短期）入所療養介護や通所（介護予防通所）リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

［介護老人保健施設南大沢ホロス由木の運営方針］

「当施設では、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って介護保健施設サービスに努めるとともに、サービスの実施に当たっては、明るく家庭的な雰囲気の下で、地域や家庭との結びつきを重視し、介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとします。」

（３）施設の職員体制

	常　勤	非常勤	夜　間	業務内容
・医　　師	1	3	－	治療や診断、職員教育
・看護職員	１４	4	2	看護、職員指導
・薬剤師		1		調剤、配薬、在庫管理
・介護職員	３４	１０	6	介護、レク
・支援相談員	2	1		相談援助、連絡調整
・理学療法士	4	1		機能訓練、介護職員指導
・作業療法士	2	1		
・言語聴覚士	1			
・管理栄養士	3			栄養ケアマネジメント
・介護支援専門員	2	2		サービス計画作成
・事務職員	4	3		介護請求、会計、渉外
・その他	1	5		運行管理、施設小修繕

（４）入所定員等　　・定員１４２名（認知症専門棟なし）

・療養室　　個室２０室、３人室１０室、４人室２３室

（５）通所定員　４０名

２．サービス内容

①　施設サービス計画の立案
②　短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画の立案
③　通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画の立案
④　食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます。）

朝食　　８時００分～　９時００分
昼食　１２時００分～１３時００分
夕食　１８時００分～１９時００分

⑤ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に最低２回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）
⑥ 医学的管理・看護
⑦ 介護（退所時の支援も行います）
⑧ リハビリテーション
⑨ 相談援助サービス
⑩ 栄養管理、栄養ケアマネジメント等の栄養状態の管理
⑪ 利用者が希望する嗜好品の提供（別途費用）
⑫ 利用者が希望する理美容サービス（別途費用）
⑬ 行政手続代行

＊これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

３．協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

・協力医療機関
　・名　称　日本医科大学多摩永山病院
　・住　所　多摩市永山 1-7-1

　・名称　医療法人社団幸隆会　多摩丘陵病院
　・住所　町田市下小山田町 1401

　・名称　社会福祉法人桜ヶ丘社会事業協会　桜ヶ丘記念病院
　・住所　東京都多摩市連光寺 1-1-1

・協力歯科医療機関
　・名　称　医療法人社団芳志会　日野本町歯科医院
　・住　所　日野市日野本町 3-14-18 谷井ビル 2F

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「契約書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

４．施設利用に当たっての留意事項

・施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。

① 飲酒・喫煙・・・・・・・・禁止
② 火気の取扱い・・・・・・・禁止
③ 設備・備品の利用・・・・・職員の指示に従ってください
④ 所持品・備品等の持ち込み・他者に迷惑がかからない最低限必要な物にしてください
⑤ 金銭・貴重品の管理・・・・原則として禁止。紛失盗難等の責任は負いません
⑥ ペットの持ち込み・・・・・お断りします

⑦　刃物類の持ち込み・・・・・禁止（爪切り、ハサミ等）

・来訪、面会時間

午前９時から午後８時までです。

面会のためご来所されましたら１階事務室受付にて、面会用紙にご記入のうえ、面会バッジをお付けください。

・外出、外泊

外泊を希望される場合は、各階職員へお申出いただき、所定用紙にご記入ください。外出、外泊の際には、必ずご家族の方で責任をもって付添いをお願いします。利用者の当日の健康状態により、許可されない場合もあります。外出、外泊中に医療機関で受診される方は、必ず事前に支援相談員にご相談ください。

５．非常災害対策

・防災設備・・スプリンクラー、消火器、消火栓

・防災訓練・・年２回

６．禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

７．要望及び苦情等の相談窓口

当施設では、利用者からの苦情に適切に対応するため以下の体制を整えています。

（１）苦情解決責任者、苦情受付担当者について

①苦情解決責任者	施設長	古川　千湖
②苦情受付担当者（窓口）	事務長	森本　裕子
	看護科長	福地　亜紀
③事業所連絡先	042-678-2111	
④受付時間	平日　9：00～16：00	

⑤八王子市の窓口 福祉部高齢者福祉課 相談担当 ０４２－６２０－７４２０

⑥東京都国民健康保険団体連合会

受付時間（土・日・祝祭日を除く）午前９時～午後５時

苦情相談窓口専用 ０３－６２３－０１７７（直通）

８．苦情の解決方法

①　苦情の受付

苦情は面接、電話、意見箱、書面などにより苦情受付担当者が随時受付します。

なお第三者機関に直接苦情を申し出ることもできます。

②　苦情受付の報告

苦情受付担当者は、受け付けた苦情を苦情解決責任者に報告します。

③　苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は苦情申立人と誠意を持って話し合い、解決に努めます。

要望や苦情などは、担当支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、施設に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

９．その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。

＜重要事項説明書　2　＞

介護保健施設サービス及び料金について
（令和８年10月１日現在）

１．介護保険証の確認
ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

２．介護保健施設サービス
当施設でのサービスは、どのような介護サービスを提供すれば自宅に戻ることができる状態になるかという施設サービス計画に基づいて提供されます。この計画は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際、ご利用者及び身元引受人の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

◇　医療：介護老人保健施設は入院の必要のない程度の要介護者を対象としていますが、医師・看護職員が常勤していますので、ご利用者の状態に照らして適切な医療・看護を行います。

◇　リハビリテーション：原則としてリハビリテーション室（機能訓練室）にて行いますが、施設内でのすべての活動がリハビリテーション効果を期待したものです。

◇　栄養管理：心身の状態の維持・改善の基礎となる栄養管理サービスを提供します。

◇　生活サービス：当施設入所中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に利用者の立場に立って運営しています。

３．利用料金：１割負担で記載しています。負担割合の異なる場合割合を乗じてください
施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。）

Ⅰ　介護保健施設サービス費（介護保険給付対象）単位数＊３級地：10.68

（１）　介護保健施設サービス費（Ⅰ-iv）（多床室）

		1割負担	2割負担	3割負担
要介護１	871単位	930円／日	1,860円／日	2,791円／日
要介護２	947単位	1,011円／日	2,023円／日	3,034円／日
要介護３	1014単位	1,083円／日	2,166円／日	3,249円／日
要介護４	1072単位	1,145円／日	2,290円／日	3,435円／日
要介護５	1125単位	1,202円／日	2,403円／日	3,605円／日

（２）介護保健施設サービス費（Ⅰ-ii）（ユニット型個室）

要介護１	876単位	936円／日	1,871円／日	2,807円／日
要介護２	952単位	1,017円／日	2,033円／日	3,050円／日
要介護３	1018単位	1,087円／日	2,174円／日	3,262円／日
要介護４	1077単位	1,150円／日	2,300円／日	3,451円／日
要介護５	1130単位	1,207円／日	2,414円／日	3,621円／日

（３）短期集中リハビリテーション実施加算（入所から３ヵ月以内）

（Ⅰ）	258単位	276円／日	551円／日	827円／日
（Ⅱ）	200単位	214円／日	427円／日	641円／日

（４）認知症短期集中リハビリテーション実施加算

（Ⅰ）	240単位	256円／日	512円／日	768円／日
（Ⅱ）	120単位	128円／日	256円／日	384円／日

（５）若年性認知症利用者受入加算	120単位	128円／日	256円／日	384円／日
（６）栄養マネジメント強化加算	11単位	12円／日	24円／日	36円／日

（７）リハビリマネジメント計画書情報加算（Ⅰ）	53単位	57円／月	113円／月	170円／月
（Ⅱ）	33単位	35円／月	70円／月	106円／月
（８）経口移行加算(経口摂取に移行するための栄養管理を実施した場合)	28単位	30円／日	60円／日	90円／日

（９）経口維持加算（算定は原則１８０日まで）

Ⅰ 著しい誤嚥が認められる者を対象	400単位	427円／月	854円／月	1,281円／月
Ⅱ 誤嚥が認められる者を対象	100単位	107円／月	214円／月	321円／月

(10) 口腔衛生管理加算（Ⅰ）		90 単位	96 円／月	192 円／月	288 円／月
口腔衛生管理加算（Ⅱ）		110 単位	117 円／月	234 円／月	351 円／月
			1 割負担	2 割負担	3 割負担
(11) 療養食加算		6 単位	6 円／食	12 円／食	18 円／食
(12) かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅰ）		100 単位	107 円／回	214 円／回	321 円／回
かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅱ）		240 単位	256 円／回	512 円／回	768 円／回
かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅲ）		100 単位	107 円／回	214 円／回	321 円／回
(13) 外泊時費用(居宅における外泊を認めた場合・月 6 日限度)					
		362 単位	387 円／日	774 円／日	1,161 円／日
外泊時費用（在宅サービスを利用する場合）					
		800 単位	854 円／日	1,708 円／日	2,562 円／日
(14) 初期加算(入所日から 30 日以内の期間)	(Ⅰ)	30 単位	32 円／日	64 円／日	96 円／日
	(Ⅱ)	60 単位	64 円／日	128 円／日	192 円／日
(15) 再入所時栄養連携加算（1 回限度）		200 単位	214 円／回	428 円／回	642 円／回
(16) 入所前後訪問指導加算（Ⅰ）		450 単位	481 円／回	962 円／回	1,443 円／回
(17) 入所前後訪問指導加算（Ⅱ）		480 単位	513 円／回	1,026 円／回	1,539 円／回
(18) 退所時等支援等加算					
(一) 試行的退所時指導加算		400 単位	427 円／回	854 円／回	1,281 円／回
(二) 退所時情報提供加算		500 単位	534 円／回	1,068 円／回	1,602 円／回
(三) 入退所前連携加算（Ⅰ）		600 単位	641 円／回	1,282 円／回	1,923 円／回
(四) 入退所前連携加算（Ⅱ）		400 単位	427 円／回	854 円／回	1,281 円／回
(五) 訪問看護指示加算		300 単位	320 円／回	640 円／回	960 円／回
(19) 緊急時治療管理・月 3 回限度		518 単位	553 円／回	1,106 円／回	1,659 円／回
(20) 所定疾患施設療養費	（Ⅰ）1 月に 1 回 7 日を限度	239 単位	255 円／日	510 円／日	765 円／日
	（Ⅱ）1 月に 1 回 7 日を限度	480 単位	513 円／日	1,026 円／日	1,539 円／日
(21) 認知症行動・心理症状緊急対応加算	入所後 7 日に限り				
		200 単位	214 円／日	428 円／日	642 円／日
(22) 認知症情報提供加算		350 単位	374 円／回	748 円／回	1,122 円／回
(23) 地域連携診療計画情報提供加算		300 単位	320 円／回	640 円／回	960 円／回
(24) 協力医療機関連携加算		50 単位	53 円／月	106 円／月	160 円／月
(25) 高齢者施設等感染対策向上加算		10 単位	11 円／月	22 円／月	33 円／月
(26) ターミナルケア加算	(1)死亡日	1900 単位	2,029 円／日	4,058 円／日	6,088 円／日
	(2)2~3 日	910 単位	972 円／日	1,944 円／日	2,916 円／日
	(3)4~30 日	160 単位	171 円／日	342 円／日	513 円／日
	(4)31~45 日	72 単位	77 円／日	154 円／日	231 円／日
(27) サービス提供体制強化加算 （Ⅱ）		18 単位	19 円／日	38 円／日	57 円／日
(28) 褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）		3 単位	3 円／回	6 円／回	9 円／回
褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）		13 単位	14 円／回	28 円／回	42 円／回
褥瘡マネジメント加算（Ⅲ）		10 単位	11 円／回	22 円／回	33 円／回
(29) 排せつ支援加算（Ⅰ）		10 単位	11 円／月	22 円／月	33 円／月
排せつ支援加算（Ⅱ）		15 単位	16 円／月	32 円／月	48 円／月
排せつ支援加算（Ⅲ）		20 単位	21 円／月	42 円／月	63 円／月
排せつ支援加算（Ⅳ）		100 単位	107 円／月	214 円／月	321 円／月
(30) 自立支援推進加算		300 単位	320 円／月	640 円／月	960 円／月
(31) 科学的介護推進体制加算（Ⅰ）		40 単位	43 円／月	86 円／月	129 円／月
科学的介護推進体制加算（Ⅱ）		60 単位	64 円／月	128 円／月	192 円／月
(32) 安全対策体制加算（入所中 1 回）		20 単位	21 円／回	42 円／回	63 円／回

(33) 生産性向上推進体制加算（Ⅰ）　100単位　110円／月　210円／月　320円／月
(34) 夜勤職員配置加算　24単位　26円／日　52円／日　78円／日
(35) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）　所定単位×9.3%
(36) 高齢者虐待防止措置実施（基準型）
(37) 業務継続計画策定（基準型）
（※その他、実施している加算については、適宜記載します。）

Ⅱ　居住費（居住費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている居住費の負担限度額が1日にお支払いいただく居住費の上限となります。）

・多床室（基準費用額：437円／日）	1,048円／日
ただし、利用者負担第1段階該当者	0円／日
利用者負担第2段階・第3段階該当者①②	430円／日
・ユニット型個室（基準費用額：2,066円／日）	2,116円／日
ただし、利用者負担第1段階・第2段階該当者	880円／日
利用者負担第3段階該当者①	1,370円／日
利用者負担第3段階該当者②	1,470円／日

Ⅲ　食費　(朝食703円、昼食784円、夕食763円)
（食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が1日にお支払いいただく食費の上限となります。）

（基準費用額：1,545円／日）	2,250円／日
ただし、利用者負担第1段階	300円／日
利用者負担第2段階該当者	390円／日
利用者負担第3段階①該当者	680円／日
利用者負担第3段階②該当者	1,420円／日

Ⅳ　特別な室料（個室の居住費に追加される費用）　3,666円／日
ただし、施設側の都合による個室利用者（現在及び新規）は、特別な室料の請求はせず、介護保健施設サービス費及び居住費（滞在費）は多床室に係る利用料を適用致します。

Ⅴ　その他の料金（利用者の選択による追加的費用）
（1）日常生活費（ティッシュペーパー、石鹸、シャンプー等）　各品実費積算
　セット希望される方は、　日常生活費A　85円／日　日常生活費B　100円／日
（2）理美容代　実費
（3）おやつ代　230円／日
（4）嗜好品　・ヤクルト1本　70円　・紅茶ゼリー1個　50円　・HC等　220～円
　・ヨーグルト　120円　・GGヨーグルト　160円　・紅茶　110円
　・牛乳100cc－100円　150cc－150円　200cc－200円　・コーヒー　110円

（5）テレビレンタル代（個室利用者無料）　200円／日　5,000円／月
（6）電気料金　CD・ラジオ・ワープロ等一律一点　50円／日　1,000円／月

Ⅵ　支払い方法
・毎月10日以降に、前月分の請求書を発行しますので、その月の月末までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
・お支払い方法は、現金、銀行振込、金融機関口座自動引き落としの3方法があります。入所契約時にお選びください。

本契約を証するため、乙は，本書を甲又は甲の家族等に渡し、甲は必要事項を記載のうえ乙に提出し、乙はこれを保管する。

南大沢ホロス由木施設入所利用同意書

私は、介護老人保健施設南大沢ホロス由木を利用するにあたり、施設利用契約書・重要事項説明書 1.2 を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、理解し同意します。

令和　　年　　月　　日

（利用者）
住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印
（利用者の身元引受人）
住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

（事業者　乙）
医療法人財団　川瀬会
代表者　理事長　川瀬　光子
介護老人保健施設　南大沢ホロス由木　殿

【本契約第 6 条の請求書・明細書及び領収書の送付先】

氏　　名	（続柄　　）
住　　所	
電話番号	

【本契約第 12 条 3 項緊急時及び第 13 条 3 項事故発生時の連絡先】

氏　　名	（続柄　　）
住　　所	
電話番号	

ア、おやつ代 230 円　施設で提供されるおやつを喫食されますか　　□希望する・□希望しない
イ、糖尿病のコントロールのため、施設で提供されるおやつを喫食しますか □希望する・□希望しない
　　栄養士等から説明を受けた嗜好品を申し込みますか。　はい・いいえ
ウ、日常生活費の利用をしますか。□利用する　□Aセット（85 円）□Bセット（100 円）
　　□利用しないで持参する。

個人情報の利用目的

（令和８年10月１日現在）

介護老人保健施設南大沢ホロス由木では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている利用者及び利用者家族の個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

・当施設が利用者等に提供する介護サービス
・介護保険事務
・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
　－入退所等の管理
　－会計・経理
　－事故等の報告
　－当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
　－利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、 照会への回答
　－利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
　－検体検査業務の委託その他の業務委託
　－家族等への心身の状況説明
・介護保険事務のうち
　－保険事務の委託
　－審査支払機関へのレセプトの提出
　－審査支払機関又は保険者からの照会への回答
・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

・当施設の管理運営業務のうち
　－医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
　－当施設において行われる学生の実習への協力
　－当施設において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

・当施設の管理運営業務のうち
　－外部監査機関への情報提供

令和　　年　　月　　日　　＜利用者＞　氏　名　　印

＜代理人又は代筆者＞
氏　名　　印

＜利用者家族の代表＞
氏　名　　印